

除雪サービスの除雪範囲について

ひとり暮らし高齢者世帯等除雪サービスは、高齢の方や障がいのある方の冬季間の生活路の確保を目的として、玄関先から公道に出るまでの必要最低限の生活路を除雪する事業です。

また、屋根からの落雪等により窓が塞がったり、割れる恐れがある場合は、窓際も除雪します。



1. 生活路除雪

除雪出動基準（朝までに概ね10cm以上の降雪があった時）に達した日の午前中に利用者敷地内の玄関先から公道に出るまでの生活路を概ね1m幅で除雪をします。

ただし、除雪車の置雪により公道に出られない場合は、出られる分までを生活路とします。

2. 窓際除雪

屋根からの落雪等により窓際に雪がたい積して、窓が塞がったり割れる恐れがある場合には、1シーズン概ね2回まで除雪します。

※ 除雪サービスの除雪範囲以外の除雪（生活路・窓際以外の除雪）を希望される場合は、除雪委託先にご相談ください。（実費負担となります）

ひとり暮らし高齢者世帯等除雪サービス事業とは？



【対象者】

除雪を援護してくれる近親者等が利用者世帯から概ね300㎡以内に居住していなく、身体上の事由により自力で除雪ができない **70歳以上の高齢者世帯**もしくは**重度（1級・2級）身体障がい者世帯**を対象とします。

【除雪範囲】

高齢者世帯の冬季間の生活路の確保を目的として**玄関先から公道までの除雪**及び**窓際にたい積した部分の除雪**を範囲とします。

【除雪方法】

除雪出動基準に達した日の午前中に除雪作業員が除雪サービス利用者宅の除雪を開始します。

利用者宅には、除雪作業終了後に除雪が完了した証明として除雪作業完了書を置いてきます。

※除雪出動基準とは、朝までに概ね10㎝以上の降雪があった時を指します。

【利用料金】

- 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯： 0円／1シーズン
- 市町村民税課税世帯： 3,000円／1シーズン

【申請手続きに必要なもの】

- 申請書 1枚
- 同意書 1枚

※申込・問い合わせ先

石狩市浜益支所市民福祉課地域福祉・介護保険担当（電話79-2112）

